



家賃支援給付金

家賃支援給付金の目的

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支するため、地代家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給する制度が、令和2年度第2次補正予算案に盛り込まれました。給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等を予定しています。

給付金の計算方法

5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給します。

- ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づいて算出し、給付額（月額）の6倍（6カ月分）を給付します。

法人の場合、1カ月分の給付の上限額は100万円です。具体的には支払家賃（月額）75万円までの部分が2/3給付、75万円を超える部分が1/3給付になるため、支払家賃（月額）225万円以上で上限の給付額（月額）100万円になります。6カ月分では600万円が給付の上限額です。

個人事業者の場合、1カ月分の給付の上限額は50万円です。支払家賃（月額）37.5万円までの部分が2/3給付、37.5万円を超える部分が1/3給付になるため、支払家賃（月額）112.5万円以上で上限の給付額（月額）50万円になります。6カ月分では300万円が給付の上限額です。

今から準備しておくこと

緊急事態宣言の休業要請等で、5月に売上が大きく減少した事業者は多いと思います。昨年5月の売上高と本年5月の売上高とを比較してみることが大切です。「申請時の直近の支払家賃（月額）がわかる資料」（賃貸借契約書や家賃の支払・引落しを証明する資料等）が手元にあるかどうかを確認しましょう。

※令和2年5月28日に閣議決定した「令和2年度第2次補正予算案」の事業概要をもとに作成しており、内容は変更となる可能性があります。



家賃補助はありがたい！
今から準備しておこう！